

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、木田郡三木町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東中川地区）を行うことについて令和元年10月17日適当と決定した。

その関係書類を三木町産業振興課において令和元年11月1日から同月21日まで縦覧に供する。

令和元年10月25日

香川県知事 浜 田 恵 造